

ID: 249

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	地方自治法 第260条の31第2項		
<b>法 令 番 号</b>	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	50日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年7月1日